

公益財団法人近畿警察官友の会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人近畿警察官友の会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員・相談役・顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、この法人の理事のうち当会の事務局員を兼ねている者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(非常勤理事に対する報酬)

第3条 非常勤理事は無報酬とする。

(常勤理事に対する報酬)

第4条 常勤理事の報酬総額は600万円を上限とする。

- 2 常勤理事の個々の報酬額は、(別表) 常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤理事の定例報酬月額、(別表) 常勤理事俸給表のとおりとし、報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 4 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(監事に対する報酬)

第5条 監事の報酬総額は30万円を上限とする。

- 2 監事個々の報酬額は、勤務形態・職務内容・類似の他の公益法人の監事報酬額・民間の調査研究所の監事報酬額等を考慮して、評議員会で決議する。ただし、監事が役員報酬を辞退した場合は支給しない。

(評議員に対する報酬)

第6条 評議員は、無報酬とする。

(相談役に対する報酬)

第7条 相談役は、無報酬とする。

(顧問に対する報酬)

第8条 顧問は、無報酬とする。

(費 用)

第9条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用については、実費を支払うものとする。

3 常勤理事には、通勤に要する交通費として、職員の給与規程の基準内で通勤手当を支給する。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月16日から施行する。

(別表) 常勤理事俸給表 (単位円)

号俸	月額
1	150,000
2	160,000
3	170,000
4	180,000
5	190,000
6	200,000
7	210,000
8	220,000
9	230,000
10	240,000

号俸	月額
11	250,000
12	260,000
13	270,000
14	280,000
15	290,000
16	300,000
17	310,000
18	320,000
19	330,000
20	340,000

号俸	月額
21	350,000
22	360,000
23	370,000
24	380,000
25	390,000
26	400,000
27	410,000
28	420,000
29	430,000
30	440,000

号俸	月額
31	450,000
32	460,000
33	470,000
34	480,000
35	490,000
36	500,000